

高齢者用肺炎球菌予防接種の説明書

【公費負担による予防接種を受けられる対象の方】

- 1 満65歳の方。
- 2 市内に住所を有する60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方（身体障害者手帳1級の内部機能障害に該当）

- ・上記の方は自己負担金4,000円で受けられます。
- ・ただし、次に該当する方は助成の対象になりません。
 - 過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方
 - 脾臓を摘出している方で、肺炎球菌予防接種に対して健康保険等の適用がある方
- ・対象者のうち、生活保護を受けている方は事前に申請すると自己負担金が免除されます。必ず、生活保護受給証明書を持参の上、健康推進課又は各総合支所で免除証明書の交付を受けてから接種してください。（渡波、稲井、荻浜、蛇田支所では申請できません。）
- ・予防接種を受けるときは、健康保険被保険者証や運転免許証など住所及び年齢が確認できる書類を医療機関に提示してください。上記2に該当する方は、身体障害者手帳（1級）又は医師の診断書（自己負担）を医療機関に提示してください。

【予防接種を受ける前に】

肺炎球菌予防接種について、説明書をよく読んで、よく理解した上で接種してください。

また、予診票に記入された内容は、接種を行う医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

【予防接種の効果】

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。肺炎球菌には約90種類以上の型があり、定期接種で使用される肺炎球菌ワクチンは、そのうち23種類の肺炎球菌に対してワクチンの効果があり、予防接種をすることにより、肺炎の予防や重症化を防ぐ効果が期待されています。接種を受けてから抗体（免疫）がつくまで、約3週間かかります。接種後は約5年間、効果が持続すると言われています。

【予防接種の副反応】

接種後に注射部位の腫れや、痛み、ときに軽い発熱や筋肉痛、頭痛等が見られることがあります。気になる症状や体調の変化があらわれたら、医師にご相談ください。

【健康状態や体質によって予防接種を受けられない場合】

- 1 予防接種を受けることができない方
 - (1) 明らかに発熱のある方（37.5℃以上）
 - (2) 重篤な急性疾患に罹っている方
 - (3) 肺炎球菌予防接種のワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らか

かな方

(4) その他、医師が不適切な状態と判断した場合

2 予防接種を受ける際、担当医師とよく相談しなくてはならない方

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある方

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱の見られた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方

(3) 過去にけいれんを起こしたことがある方

(4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

(5) 肺炎球菌予防接種のワクチンに含まれる成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

(6) 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方

※ 5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種している場合、再接種した際に副反応が強く出る場合があります。5年以上経過していれば再接種は可能ですが、主治医と相談して決めてください。その際は、任意（全額自己負担）での接種になります。

【予防接種を受けた後の一般的注意事項】

- 1 予防接種後、短時間のうちに体調に異変が起きる場合があります。接種後はすぐ帰らず、医師（医療機関）の指示に従い、30分間は病院で様子を見ましょう。
- 2 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。また、いつもどおりの生活をして構いませんが、飲酒や激しい運動は避けてください。
- 3 接種した部位が赤くなったり、腫れたり、痛んだり、軽い発熱などが起きることがあります。また、接種した部位の異常反応や体調の変化、更に高熱、けいれん等の異常な症状が生じた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

【予防接種による健康被害の救済制度】

予防接種法に基づく定期の肺炎球菌予防接種による副反応で、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます（ただし、その健康被害が予防接種によるものかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等の専門家が国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。）。

【長期療養等のために定期接種を受けられなかった方へ】

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等の特別な事情により、定期の予防接種を受けることができなかつたと認められる場合、その事情がなくなつたと医師が判断した日から1年間は定期接種の対象となります。要件や提出書類がありますのでお問合せください。

《問合せ先》 石巻市保健福祉部健康推進課 予防接種担当

電話 95-1111（内線2427）